

# 伊佐市内での新型コロナウイルス感染者確認に伴う 児童施設等を利用する保護者の皆様へ

**登園・通所自粛の要請は 7/11(土)で終了します**

伊佐市役所 こども課

令和2年7月3日、伊佐市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴う児童福祉施設等の登園・通所等の自粛については、皆様方の御協力に改めて感謝申し上げます。

さて、本市から下記の児童福祉施設等を利用する保護者の皆様に、同月6日(月)から17日(金)までの期間で登園・通所の自粛をお願いしておりましたが、同月3日(土)の感染1例目以降は感染が確認されていない本市の状況を踏まえ、本市内で新たな感染が確認されない限り、7月11日(土)までで終了することに決定しました。

7月13日(月)以降は、感染予防に十分留意したうえでの、通常登園・通所とします。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 保育所等(保育園・所、認定こども園) | 2 放課後児童クラブ(学童保育) |
| 3 子育て支援センター          | 4 児童発達支援センター     |
| 5 放課後等デイサービス事業所      |                  |

## ● 保護者の皆様には次の項目についてご協力をお願いします。

### 利用児童及び御家族等が、新型コロナウイルスに感染した場合

児童及び御家族の新型コロナウイルス感染が確認された場合、または濃厚接触者と特定された場合は、感染拡大を防ぐため、大至急、登園している保育所等へ連絡をお願いします。

これは、感染拡大を防ぐために願っているもので、感染の事実等を外部公表する際も人権・プライバシーに最大限配慮して行います。つきましては、保健所等の聞き取り調査等が実施される際は、正確な事実関係をお話くださいますようお願いいたします。

今回の対応は、令和2年7月8日時点の取扱いであり、本市の感染状況などにより、自粛要請期間の対応を見直す場合があります。

最新情報については、伊佐市ホームページを御確認くださいませようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、乳幼児、保護者及び保育士等職員への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急的な対応であることを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》 伊佐市役所 こども課 子育て支援係 TEL(0995) 23-1311 内線 1218